

山中湖村有料広告掲載要綱

平成20年11月1日

訓令第13号

(趣旨)

第1条 この要綱は、村が掲載する有料広告(以下「広告」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告媒体は、村が作成する封筒及び刊行物、その他村長が広告の掲載を適当と認めるものとする。

(掲載の基準)

第3条 掲載することができる広告は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 村の公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に該当するもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (5) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 村税等を滞納している者の広告
- (7) その他広告として掲載することが適当でないと村長が認めるもの

(掲載の順位)

第4条 広告掲載希望が同一媒体について重複した場合には、広告媒体への掲載の優先順位を次のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びこれらに類するもの
- (2) 企業のうち公共的性格のあるもので、村内に事業所等を有するもの
- (3) 前2号に掲げるもの以外の企業及び自営業で、村内に事業所等を有するもの
- (4) その他広告として掲載することが適当であると村長が認めるもの

(掲載希望者の募集)

第5条 村長は、広告の掲載を希望する者(以下「広告掲載希望者」という。)を公募するものとする。

2 村長は、前項の規定に関わらず、広告掲載希望者が募集する広告の枠に満たないときは、第4条各号に規定する企業等に対し、広告の掲載の案内をすることができる。

(掲載の規格等)

第6条 広告の規格、枠数、掲載位置等については、広告媒体ごとに村長が別に定める。

2 広告の掲載は、当該広告媒体の用途又は目的を妨げることがないように配慮しなければならない。

(掲載料)

第7条 広告の掲載料は、広告媒体ごとに村長が別に定める。

(掲載の申込み)

第8条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書(第1号様式)に掲載しようとする広告の原稿を添えて村長に申込みのものとする。ホームページ広告掲載申込書については、第4号様式とする。

(掲載の決定)

第9条 村長は、前条の申込書を受理したときは速やかに内容の審査を行い、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。又、必要があると認めるときは、次条に規定する山中湖村広告掲載審査委員会に意見を求めるものとする。

2 前項に規定する広告の掲載の可否決定を行うに当たり、同一の掲載位置に優先順位を同じくする複数の掲載申込みがあったときは、広告掲載の申込みをしたもの(以下「申込者」という。)の抽選により決定するものとする。

3 村長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告掲載決定通知書(第2号様式)又は広告非掲載決定通知書(第3号様式)により、申込者に通知するものとする。

4 広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、速やかに掲載しようとする広告の版下原稿又は電子データ等を提出するものとする。

(広告掲載審査委員会)

第10条 広告媒体に掲載する広告掲載の可否を審査するため、山中湖村広告掲載審査委員会(以下「委員会」という。)を設置することができる。

2 委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

3 委員長は、総務課長をもって充て、委員は、委員長が指名する。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した者がその職務を代理する。

5 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

6 前項の規定に関わらず、委員長は必要に応じ、回議による審査をすることができる。

7 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(掲載料の納付)

第11条 広告の掲載料は、広告掲載の決定後、村長の指定する期日までに村の納入通知書により一括前納するものとする。ただし、村長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告主の責任等)

第12条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 版下原稿及び電子データ等の作成経費は、広告主の負担とする。

(掲載の取消し)

第13条 村長は、村の行政運営上支障があるとき、又は村長が指定する期日までに版下原稿及び電子データ等を提出しなかったとき、若しくは広告の掲載料を納付しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(掲載の取下げ)

第14条 広告主は、自己の都合により、広告掲載の取下げをしようとするときは、書面により村長に申し出ることにより、取下げることができるものとする。

(掲載料の還付)

第15条 既納の広告の掲載料は、還付しない。ただし、広告掲載決定後に広告主の責に帰さない理由により、当該広告を掲載できなかった場合は、この限りでない。

(広告媒体所管課が行う事務)

第16条 広告媒体を所管する課は、広告の規格、掲載位置、掲載料、その他広告の掲載に必要な事務を行うものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

第1号様式(第8条関係)

年 月 日

山中湖村長 殿

申込者
住所
氏名(名称)
電話番号

広告掲載申込書

山中湖村有料広告掲載要綱に基づき、広告の原稿案等を添えて下記のとおり申込みます。

記

1 広告媒体の種類

2 掲載内容(原稿案等別途添付)

3 申込みに当たっての承諾事項

「山中湖村有料広告掲載要綱」を遵守します。

第2号様式(第9条関係)

年 月 日

申込者 殿

山中湖村長

広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった広告掲載につきましては、下記のとおり掲載することに決定しましたので、山中湖村有料広告掲載要綱第9条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 広告媒体の種類

2 広告掲載期間等

3 広告掲載料 円

4 広告掲載料の納入期限 年 月 日

5 版下原稿又は電子データ等の提出期限 年 月 日

6 その他

第3号様式(第9条関係)

年 月 日

申込者 殿

山中湖村長

広告非掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった広告掲載につきましては、下記の理由により非掲載することに決定しましたので、山中湖村有料広告掲載要綱第9条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 広告媒体の種類

2 非掲載の理由

年 月 日

山中湖村長 殿

山中湖村ホームページ広告掲載申込書

山中湖村有料広告掲載要綱に基づき、関係書類を添えて次のとおり申し込みます。

広告掲載希望者	所在地		
	名 <small>ふりがな</small> 称 <small>な</small>		
	代表者職氏名		
	担 <small>ふりがな</small> 当 <small>な</small> 者氏名		
	連絡先	TEL	
		FAX	
Eメール			
業 種			
広告媒体の種類 （希望するものに ）		・山中湖村観光課ホームページ（1枠 月額 10,000円） ・絶景くんトップページ（1枠 月額 20,000円）	
広告掲載の期間		年 月 日から 年 月 日まで （ 月間）	
リンク先 URL		http://	
そ の 他		・山中湖村の広告関連規定を遵守します。 ・広告掲載が決定したときは、指定された期日までに広告掲載料を支払います。 ・山中湖村が村税滞納状況調査を行なうことに同意します。	

【添付書類等】

バナーの原稿案（バナーイメージを印刷したもの）